

T606

専門医ごとに見たドイツの医師の収入（手取の額）（1999年）

ドイツ医師会雑誌 2002年 15号（4月）に発表された表を岡嶋がグラフにしたものです。総収入から診療所の経費（物件費と人件費で平均 55%相当となる）を差し引き、それから更に所得税と保険料（老齢年金と医療保険）を引いた手取額です。

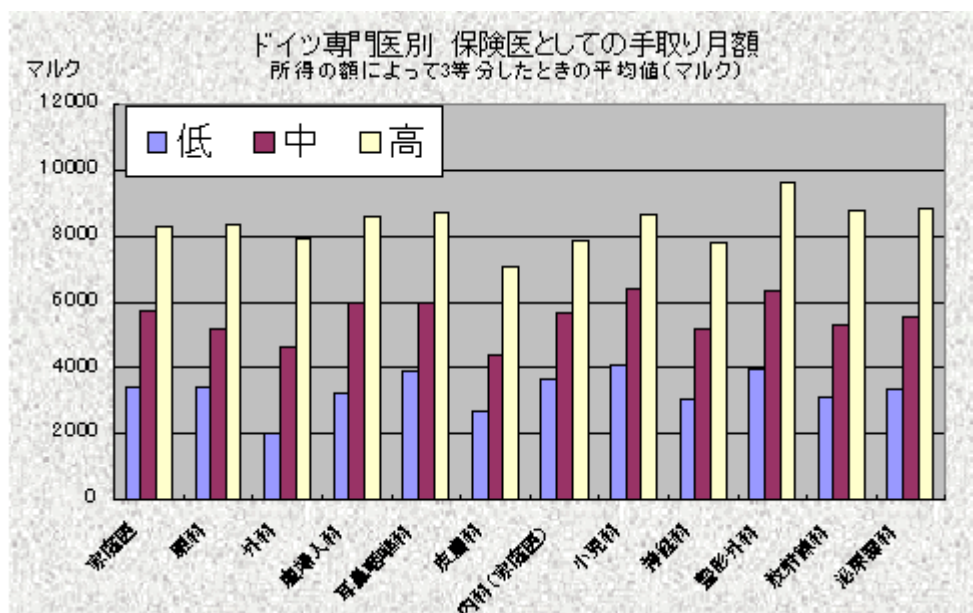
全員を収入の額の順に 3 等分（高、中、低収入）して、それぞれのクラスの平均値を示したものです。

ドイツではケルンにある保険医扶助機関 Institut für kassenärztliche Versorgung が以前からこのように保険医の収入を調べて統計を作っています。医師としての収入だけを対象とした統計ですが（資産収入などは含まれていない）、ドイツの医師の収入は透明と言えます。

医師免許を取得すると、総ての医師は医師会に強制加入させられると同時に、医師年金にも強制加入させられます。その収入に応じて年金の保険料を支払う義務が生じますが、65歳から（希望すれば支給額は少し低くなるがその前からでも）安心して暮らせるだけの年金が支給されます。障害者になった場合や遺族にも相応の年金が支給されます。

当時 1 マルクは 60 円か 70 円だったと思います。

専門医の種類：家庭医、眼科、外科、産婦人科、耳鼻咽喉科、皮膚科、内科（内科専門医、内科専門医資格を有するが家庭医業務を選択した医師も含む）、小児科、神経科、整形外科、放射線科、泌尿器科



上記の額は月額ですが、1年間の所得はこれを 13 倍したものになります。ドイツのサラリーマンは 1 年に 1 ヶ月分のボーナスが休暇手当あるいはクリスマス手当という形で支給されます。したがって収入の月額を示すとき、多くの場合に 13 分の 1 の数字が用いられます。

岡嶋道夫